

シン・企業年金レポート

2025年9月25日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第18回>

簡易型 DC の廃止にみる企業年金普及の方策

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第18回目では、2025年6月に可決・成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」で廃止が決定した簡易型 DC について、その概要および同制度が普及しなかった要因を詳しく明らかにするとともに、中堅・中小企業における企業年金の普及のための方策について考察します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

簡易型 DC の廃止にみる企業年金普及の方策

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|---------------------|
| 1 はじめに |
| 2 簡易型 DC とは |
| 3 簡易型 DC が普及しなかった要因 |
| 4 おわりに |

1. はじめに

2025 年 6 月に可決・成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和 7 年法律第 74 号、以下「改正法」）では、私的年金の見直しの施策の一つとして簡易型 DC（簡易企業型年金）の廃止が規定されている¹。簡易型 DC は、中小企業における確定拠出年金（DC）導入の新たな選択肢として 2018 年 5 月に創設されたが、その後 1 件の導入実績も無いまま今般廃止されることとなった。本稿では、簡易型 DC の概要および同制度が普及しなかった要因を詳らかにするとともに、中堅・中小企業における企業年金の普及のための方策について考察する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 簡易型 DC とは

（1）制度創設の背景

中小企業向けの企業年金の普及・拡大施策の一環として簡易型 DC が最初に議論されたのは、2014 年 9 月 11 日開催の第 8 回社会保障審議会企業年金部会（現：企業年金・個人年金部会）の場であった。当時は、適格退職年金の他制度への移行に係る時限措置が 2012 年 3 月末を以って終了したほか、AIJ 事件に

¹ 谷内（2025）p. 4

端を發した厚生年金基金の廃止・縮小措置が2014年4月に施行されたばかりの時期であった。とりわけ後者は、当時の厚生年金基金は複数の中小企業が共同加入する「総合設立」が主体であったため、中小企業の企業年金の実施率低下を防ぐためにもその受け皿の整備が急務であった。

2015年1月16日公表の「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」では、中小企業における企業年金の普及・拡大を図る上では、中小企業が取り組みやすい制度設計が重要であり、そのためには事務負担に着目した制度設計の検討が必要とされ、DCに係る対策として「投資教育の共同実施」および「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度の創設」とともに「簡易型DC制度の創設」が提唱された²。

(2) 簡易型DCの概要

簡易型DCは、法令上の名称である「簡易企業型年金」が示す通り、企業型年金（企業型DC）の一種である。中小企業における企業年金の導入障壁の一つである「事務手続きの煩雑さ」を解消するために2018年5月に創設された。制度設計を一定程度パッケージ化することで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、米国のSIMPLE・401(k)を模した制度設計となっている。

制度設計上の主な要件は、図表1の通りである。このうち事業主の条件（従業員数規模）は、制度創設当初は従業員100人以下とされていたが、2020年10月に現行の300人以下に拡大された。なお、従業員数規模は設立時だけでなく

図表1 簡易型DCの概要

簡易型DCの設立条件		簡易型DCで簡素化される事務
項目	内容	
拠出額	・拠出額は定額（政令）	【導入時に必要な書類の簡素化】 <input type="checkbox"/> 導入時に必要な書類は、原則、「規約案」、「厚年適用事業所確認書類」、「従業員が300人以下であることを証する書類」、「労働組合等の同意」、「労使協議の経緯」、「労働組合の現況に関する事業主証明書」に限定するよう大幅に簡素化。 ※「運管委託契約書」・「資産管理契約書」・「運管選任理由書」・「就業規則」（原則）等の添付書類の省略を可とする。 【規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化】 <input type="checkbox"/> 「事業主の運管業務」・「運管委託業務」・「運管委託契約事項」・「資産管理契約事項」・「事業主掛金の納付事項」・「加入者掛金の納付事項」を届出事項とする。
事業主の条件	・従業員300人以下（法律）	
制度の対象者	・適用対象者を第2号被保険者全員に固定 ※職種によって加入是非の判断は不可。	
商品提供数	・運用商品数を最低2つとすることが可能（法律） ※通常のDCであれば最低3つ以上とされている。	
その他	・マッチング拠出における加入者掛金の単一の額の提示が可能（通知）	

（出所）第36回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024年7月31日開催）資料1「DC制度の環境整備」p.12より抜粋

² 社会保障審議会企業年金部会（2015）p.4

設立後も満たす必要があるため、毎年の業務報告書にて厚生年金被保険者数および加入者数を報告する必要がある。

3. 簡易型 DC が普及しなかった要因

前述の通り、簡易型 DC は中小企業の事務負担軽減を目的として創設されたものの、2018 年 5 月の創設以降、導入実績は 1 件も無かった。このため、2024 年 12 月公表の「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」では、簡易型 DC については通常の企業型 DC に統合すべきとした³。これを受けて、改正法では簡易型 DC に係る条項が 2026 年 4 月 1 日付で削除される⁴。

簡易型 DC の普及が進まなかった要因として、次の 2 点が挙げられる。

(1) 画一的・硬直的な制度設計

第一の要因として、制度設計がパッケージ化されたがゆえに画一的・硬直的なものとなった点が挙げられる。簡易型 DC の加入対象者は実施事業所に使用される全ての厚生年金被保険者とされ、通常の企業型 DC のように加入対象に一定の資格（職種・勤続期間・年齢等）⁵を設けることは認められなかった。事業主掛金の算定方法も、通常の企業型 DC では①定額、②給与に一定の率を乗ずる方法、③その他これに類する方法（左記①②の組合せ）が選択できるが⁶、簡易型 DC では①の定額のみ制限された⁷。

一方、簡易型 DC と同じく中小企業向けの簡便な制度として同時期に創設された iDeCo+（イデコプラス：中小事業主掛金納付制度）は、2025 年 7 月末時点で実施事業所数 9,249 件、拠出対象者 59,283 人と創設以降着実に普及している。この要因として、同制度は簡易型 DC とは異なり一定の資格（職種および勤続期間）ごとに中小事業主掛金の拠出対象および拠出額を任意に設定できる点が指摘される。もっとも、一定の資格を設けるとそのぶん事務負担が煩雑になることは避けられないため、iDeCo+ で一定の資格を設けている事業所はごく少数だと筆者は推察する⁸。

以上の例から、企業は事務負担が軽いシンプルな制度設計を好むが、その一

³ 社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024b）pp. 10-11

⁴ 改正法第 29 条に基づく改正後の DC 法第 3 条、第 19 条および第 23 条。

⁵ DC 法第 3 条第 3 項第 6 号、確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号、以下「法令解釈通知」）第 1 1.

⁶ DC 法第 4 条第 1 項第 3 号、法令解釈通知第 1 2. (1)～(3)

⁷ 企業型 DC において事業主掛金を定額とする場合は、加入者の全員を同額としなければならない（法令解釈通知第 1 2. (1)）。

⁸ 筆者が金融機関で iDeCo+ の導入実務に携わった経験では、加入対象に係る一定の資格は設けず、かつ中小事業主掛金の金額も全員一律としていた企業が殆どだった。

方で、制度設計の選択肢が最初から制約されることは由としない様子が見えてくる。将来の環境変化への対応が求められる企業年金の制度・財政運営において、制度設計の柔軟性・多様性が一定程度担保されていることの重要性は、簡易型 DC から得られた貴重な示唆である。

(2) 既存の制度との棲み分け

第二の要因として、簡易型 DC と競合する制度の存在が挙げられる。中堅・中小企業向けの制度としては、前述の iDeCo+のほか、中小企業退職金共済（中退共）や特定退職金共済（特退共）などが存在する。また、企業型 DC 自体が中小企業でも導入が容易な制度として創設された経緯がある⁹。

図表 2 は、中堅・中小企業向けの DC 制度である総合型 DC、簡易型 DC および iDeCo+ を比較したものである。とりわけ、同じ企業型 DC である総合型 DC と簡易型 DC を比較すると、簡易型 DC は前述の通り加入者の範囲や掛金の算定方法が画一的・硬直的である様子が見えてくる。また、簡易型 DC の特長である事務手続きの簡素化にしても、殆どの事務手続きを代表事業主が行う総合型 DC に比べると、優位性はさほど見出せない。

図表 2 中堅・中小企業向け DC 制度の比較

		企業型 DC		iDeCo プラス iDeCo+
		総合型 DC	簡易型 DC	
従業員数規模		法令上の制約なし	300人以下	300人以下
加入者の範囲		制度実施企業の従業員等 (一定の資格を定めることが可能)	制度実施企業の従業員等 (全従業員の加入が必須)	制度実施企業のiDeCo加入者 (一定の資格を定めることが可能)
掛金の算定方法		定額、給与比例、ポイント制など	定額	定額(1,000円単位)
拠出限度額※		月6.2万円ー他制度掛金相当額およびiDeCoの掛金額 (上記の枠内でマッチング拠出(加入者拠出)も利用可)		月6.2万円(労使合計) (労使とも最低1,000円以上拠出)
コスト	企業	掛金拠出額、運営管理手数料、投資教育費用 など		掛金拠出額のみ
	従業員	信託報酬、給付手数料 など		掛金拠出額、運営管理手数料、 信託報酬、給付手数料 など
手続き	企業	代表事業主が下記の事務を代行 ①掛金納付 ②規約の承認・変更 ③投資教育 ④行政への報告など	左記のうち②④を一部簡素化	掛金納付、行政への報告 など
	従業員	労使合意		労使合意

※ 拠出限度額は改正後（2027年以降の拠出分）の金額。
(出所) 各種資料等を基に筆者作成

以上の通り、簡易型 DC は総合型 DC に比べて制度設計面でも事務負担面でも

⁹ 社会保障審議会企業年金部会（2014）p. 16

利便性が低く、簡易型 DC が本来担うはずだった中堅・中小企業の退職給付制度に係るニーズは総合型 DC が代替あるいは吸収する結果になったものと考えられる。一方、iDeCo+は、個々の従業員の iDeCo 掛金に企業が掛金を上乘せ助成するという独自性・新規性や、他の企業年金制度との併用を制限している措置が¹⁰、既存制度との棲み分けにおいては奏功したものと考えられる。新制度を創設する際は既存の制度との棲み分けを慎重に考慮すべきことを、簡易型 DC および iDeCo+ の変遷から学ばなければならない。

また、現在は企業型 DC が iDeCo+ よりも先行して普及しているが、その最大の要因は拠出限度額の高さにあった。しかし、今般の制度改正により被用者（第 2 号加入者）の iDeCo の拠出限度額が大幅に拡充された結果、企業型 DC と iDeCo の拠出限度額の格差は解消され、拠出限度額における企業型 DC の優位性は失われた。今般の制度改正は、iDeCo+ にとっては追い風になる一方、企業型 DC にとっては逆風となる可能性をも秘めている。

4. おわりに

本稿では、簡易型 DC の概要および同制度が普及しなかった要因について考察した。簡易型 DC は制度設計のパッケージ化と引き換えに事務手続きが簡素化される制度だが、前者のデメリットと後者のメリットのバランスが不均衡だったことがその普及を阻害したものと筆者は推察する。

なお、今般の制度改正により、簡易型 DC で適用されていた手続きの簡素化措置の一部は通常の企業型 DC にも適用されることとなった。また、簡易型 DC の簡素化措置は厚生労働省令（確定拠出年金法施行規則）でも規定されており、今後更なる簡素化が行われる可能性がある。

いずれにせよ、簡易型 DC の廃止を単なる失敗と捉えるのではなく、そこから得られた教訓を今後の企業年金の制度改善に活用する姿勢が求められる。

<参考文献>

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024a）「DC 制度の環境整備」第 36 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024 年 7 月 31 日開催）資料 1
<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001281783.pdf>

¹⁰ 当該措置について、第 36 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会では iDeCo+ と確定給付企業年金との併用の是非について議論されたが、最終的には、事業主のニーズも踏まえつつ慎重に検討を行うべきとされた [社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024b）p. 11]。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2024b）「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」2024年12月27日公表
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000581021.pdf>

社会保障審議会企業年金部会（2014）「中小企業向けの取組」第8回社会保障審議会企業年金部会（2014年9月11日開催）資料5
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutartou/0000057730.pdf

社会保障審議会企業年金部会（2015）「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」2015年1月16日公表
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutartou/0000071551.pdf

谷内陽一（2018）「中小企業における確定拠出年金導入の新たな選択肢について：簡易型DC・中小事業主掛金制度の創設」『りそな企業年金ノート』第597号、pp.1-7
<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201801.pdf>

谷内陽一（2025）「年金制度改正法案における私的年金の改正事項」『第一生命 年金通信：シン・企業年金レポート第14回』No.2025-23
<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download.php?c=1972>